



## 医療・福祉における最近の動向

2015年1月 (No.10)  
高井直樹会計事務所

### 医療介護総合確保推進法の概要

「社会保障と税の一体改革」は、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目的として、平成24年8月の関連8法案の成立の後、社会保障制度改革推進法に基づいて、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、その報告書が平成25年8月にとりまとめられました。そしてこの報告書等に基づく改革の全体像や進め方を明示するための法案が提出されて、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」として平成25年12月に成立しました。その目指すところは言い換えれば、困窮する社会保障の財源の確保と、給付の合理的な縮小であり、今後も具体的なプランが策定されるとともに、その実現に向けて着々と実行されていくことになっています。

「地域包括ケアシステム」もその一環であり、住まい・医療・介護・予防・生活支援等を一体的に提供できる環境であって、必要なサービスをおおむね30分以内に利用者の家まで提供することが可能な日常生活圏域(人口1万人程度の中学校区を想定)を一つのエリアとして、在宅を中心とした医療と介護に関する社会保障の提供についても、様々な事業主体がそれぞれの有する専門性や特性を活かしつつ、各々の機関・施設・事業所等とが密接かつ有機的に連携することにより、求められるサービスを適切かつシームレスに提供することができる体制を構築するということが目標です。

そしてもう一つの大きな目的は、このシステムによって、過剰や重複という無駄を排除することであることは言うまでもありません。

平成 26 年 4 月の診療報酬改定においても病院に対する病床再編の加速化や在宅復帰機能の促進、診療所においても主治医機能の明確化や充実を図るとともに在宅医療の環境を整備し在宅復帰の受け皿としての役割を確実に果たせるよう求められています。

また平成 26 年 6 月 25 日には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が公布・施行されました。

その趣旨としては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。」というものであり、その概要は下記のとおりです。

## 1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化

（地域介護施設整備促進法関係）

- ① 「病床の機能分化・連携」、「在宅医療・介護の推進」など都道府県が、医療・介護に関する事業計画を作成し、この事業実施のため消費税を財源とした基金を設置
- ② 医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

## 2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保

（医療法関係）

- ① 医療機関が病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期 ※別表参照）等を都道府県知事に報告し、都道府県はこれをもとに地域の医療体制の将来のあるべき姿「地域医療構想（ビジョン）」を医療計画において策定

- ② 医師の確保の支援を行う「地域医療支援センター」の機能を法律に位置付け

### 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化

(介護保険法関係)

- ① 在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業(介護保険財源で市町村が取り組む事業)の充実、訪問介護・通所介護の予防給付を地域支援事業に移行させ多様化の促進
- ② 特別養護老人ホームの入所者については、原則的に在宅での生活が困難な中重度の要介護者に限定
- ③ 低所得者の保険料軽減を拡充
- ④ 一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を2割に引き上げ
- ⑤ 補足給付(低所得者の施設利用者の食費・居住費の補填)の要件に「資産」などを追加

### 4. その他

- ① 診療の補助のうちの「特定行為」を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度の新設
- ② 医療事故に係る調査の仕組みの位置付け
- ③ 医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進
- ④ 介護人材確保対策の検討

このうち医療法関係は平成26年10月1日、介護保険法関係は平成27年4月1日、看護師の特定行為の研修制度や医療事故の調査に係る仕組みの創設等は、平成27年10月1日の施行となっています。

これからの報酬改定等においては、当然医療介護総合確保推進法を基本とし、これを実現するための方策に沿ったものになることが予想されます。また市町村等において実施される地域支援事業についても、全国一律の内容となるものではなく、それぞれの地域の実情

に対応した各市町村独自の方針が策定されるものとなります。

今後医療・介護に係る事業の展開を進めていく際には、この法律の内容と趣旨、そして市町村の意向を充分踏まえた上でその内容を検討し方向性を判断していく必要があるものと思われま

( 文責：医療福祉コンサルタント部 西脇 )